

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例案（新旧対照表）

改正後

改正前

（卑わいな行為の禁止）

第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を覚えさせるような次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 衣服その他の身に着ける物（以下この条において「衣服等」という。）の上から、又は直接他人の身体に触れること。

二 通常衣服等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。

三 写真機等を使用して衣服等を透かして他人の身体を見る方法により、裸体若しくは下着の映像を見、又は裸体若しくは下着を撮影すること。

四 前二号に掲げる行為をする目的で、写真機等を向け、又は設置すること。

五 前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 | 何人も、学校、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物（公共の場所、公共の乗物及び次項に規定する場所を除く。）における他人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を覚えさせるような前項第二号から第四号までに掲げる行為をしてはならない。

3 | 何人も、住居、浴場、更衣室、便所その他の人が通常衣服等の全部又は一部を着けないでいるような場所（公共の場所及び公共の乗物を除く。）における他人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を覚えさせるような第一項第二号から第四号までに掲げる行為をしてはならない。

（卑わいな行為の禁止）

第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、みだりに、著しく羞恥又は不安を覚えさせるような次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 着衣等の上から、又は直接他人の身体に触れること。

二 着衣等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。

三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 | 何人も、公共の場所又は公共の乗物における他人に対し、写真機等を使用して着衣等を透かして他人の身体を見る方法により、みだりに、裸体若しくは下着の映像を見、又は裸体若しくは下着を撮影してはならない。

附則

この条例は、令和四年六月一日から施行する。